

### Ⅲ 「配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し(平成30年分から)」の概要

皆様、「103万円の壁」という言葉をお聞きになったことはあるでしょうか？

現在、この言葉のイメージが先行し、主婦がパートに出る際、103万円以上は何が何でも越えてはいけないと思いついでいる方がとても多いです！！

そこでまず、「103万円の壁」について簡単にご説明します。

#### 【例】

夫(A):サラリーマン 妻(B):パート

(Bの給料が103万円以下の場合)

A・・・Aの所得計算上、「配偶者控除」の適用を受けることが出来るため、Aの所得税と住民税が安くなる。

B・・・103万円以下の場合にはB自身の所得税、住民税はかからない。(厳密には住民税は若干かかりますが。)

※「配偶者控除」・・・Aの税金計算上、課税所得から38万円を控除する制度。

(Bの給料が103万円以上の場合)

A・・・Aの所得計算上、「配偶者控除」の適用を受けることが出来ない。

B・・・103万円以上の場合には、B自身の所得税、住民税がかかる。

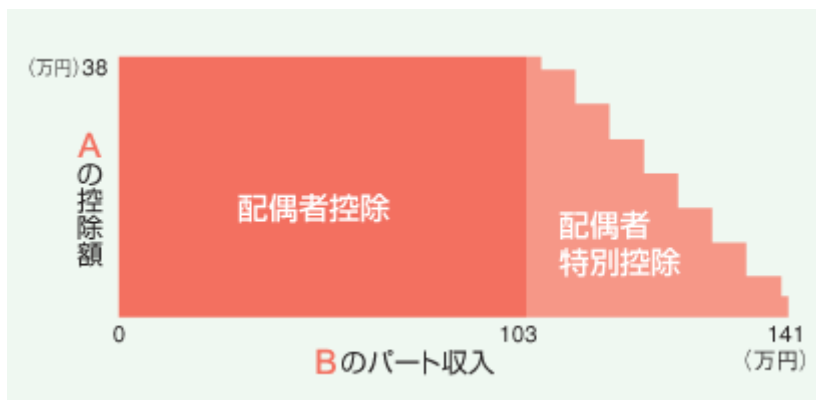
この、103万円を境にして起こる所得税額等の変化が就労における心理的な制約となっていました。

しかし、実際には・・・

「配偶者控除」が使えなくても、「配偶者特別控除」という制度があり、103万円を超えた時点で世帯収入が大きく減少するようなことにはなりません。

※「配偶者特別控除」・・・Aの税金計算上、配偶者の所得に応じて課税所得から控除する金額が変動する制度。

所得控除額のイメージは以下のとおりであり、103万円を1円でも超えるとすぐに38万円の控除が丸々、損したというわけではないのです。



### 【平成 30 年度税制改正】

ここまで、お話してきました制度は平成 29 年度までの制度で、平成 30 年度(つまり来年)からは、女性の就労や社会参加を促すためこの制度が変わります。(複雑になります。)

#### 改正ポイント

##### 改正ポイント①配偶者特別控除の拡充

⇒上記 38 万円の控除の上限であった B のパート収入が 103 万円から 150 万円に変更になりました。さらに、配偶者特別控除の収入上限が 141 万円から 201 万円に変更になりました。

その為、実質的に減税となります！！

##### 改正ポイント②世帯主の所得制限の導入

⇒上記、「配偶者特別控除の拡充」により全体の税収が減るのを避けるために、世帯主の収入を基準に所得制限が設けられます。これまでは世帯主の所得水準とは無関係に「配偶者控除」が適用されてきましたが、以下の 3 段階で控除額が引下げられ、最終的に給与収入が 1220 万円を超える場合は配偶者控除の適用が一切なくなりました。

納税者の収入	控除額
1120万円以下	38万円
1120万円超1170万円以下	26万円
1170万円超1220万円以下	13万円

その為、高所得者世帯に対しては実質的に増税となります！！

(つまり知らないうちに富の再分配が行われているということです。)

## 【注意点】

### ・「配偶者手当の問題」

企業独自で設定している「配偶者手当」について 103 万円を基準に設けている場合が多く、実際の意思決定時(妻の働き方について)にはこの点も考慮に入れる必要があります。

### ・「社会保険料の問題」

妻の社会保険の加入義務がでることにより手取り額が減ることも考えられます。

被保険者数 500 人以下の企業・・・130 万円以上で加入義務あり

被保険者数 501 人以上の企業・・・106 万円以上で加入義務あり

これらについても意思決定時(妻の働き方)に考慮に入れる必要があります。

## 【まとめ】

要するに、この金額を超えたら有利、不利といった一律の基準(従来はなんとなくこれが 103 万円とされていました。)はなく、上記の内容を理解した上で、ご自身の置かれている環境の違いにより、自分にあった良い働き方を考える必要があります。

(具体的に考慮すべき要因)

- ・夫の年収
- ・社会保険の加入義務要件(企業によって基準が 2 段階ある)
- ・夫の会社の「配偶者手当」の条件 等

【参考】

1.本人の給与収入ごとの適用状況

本人の給与収入	H29年まで	H30年以降	控除額
1,120万以下	適用あり	適用あり	2①
1,120万超 1,170万以下		一部制限あり	2②
1,170万超 1,220万以下		一部制限あり	2③
1,220万超	配偶者控除のみ	適用なし	2④

2.控除額(給与収入ベースVer)

(単位:万円)

		H29年まで		H30年以降			
		本人の給与収入		本人の給与収入			
		1,220万以下	1,220万超	① (~1,120)	② (1,120~ 1,170)	③ (1,170~ 1,220)	④ (1,220~)
配偶者の 給与 収入	103万以下	38	38	38	26	13	0
	103万超 105万以下	38	-	38	26	13	0
	105万超 110万以下	36	-	38	26	13	0
	110万超 115万以下	31	-	38	26	13	0
	115万超 120万以下	26	-	38	26	13	0
	120万超 125万以下	21	-	38	26	13	0
	125万超 130万以下	16	-	38	26	13	0
	130万超 135万以下	11	-	38	26	13	0
	135万超 140万以下	6	-	38	26	13	0
	140万超 141万以下	3	-	38	26	13	0
	141万超 150万以下	-	-	38	26	13	0
	150万超 155万以下	-	-	36	24	12	0
	155万超 160万以下	-	-	31	21	11	0
	160万超 166万以下	-	-	26	18	9	0
	166万超 175万以下	-	-	21	14	7	0
	175万超 182万以下	-	-	16	11	6	0
	182万超 190万以下	-	-	11	8	4	0
190万超 197万以下	-	-	6	4	2	0	
197万超 201万以下	-	-	3	2	1	0	
201万超	-	-	0	0	0	0	

※上記は給与収入のみの場合を前提としています。

2.控除額(所得ベースVer)

(単位:万円)

		H29年まで		H30年以降			
		本人の所得		本人の所得			
		1,000万以下	1,000万超	① (~900)	② (900~ 950)	③ (950~ 1,000)	④ (1,000~)
配偶者の 所得	38万以下	38	38	38	26	13	0
	38万超 40万以下	38	-	38	26	13	0
	40万超 45万以下	36	-	38	26	13	0
	45万超 50万以下	31	-	38	26	13	0
	50万超 55万以下	26	-	38	26	13	0
	55万超 60万以下	21	-	38	26	13	0
	60万超 65万以下	16	-	38	26	13	0
	65万超 70万以下	11	-	38	26	13	0
	70万超 75万以下	6	-	38	26	13	0
	75万超 76万以下	3	-	38	26	13	0
	76万超 85万以下	-	-	38	26	13	0
	85万超 90万以下	-	-	36	24	12	0
	90万超 95万以下	-	-	31	21	11	0
	95万超 100万以下	-	-	26	18	9	0
	100万超 105万以下	-	-	21	14	7	0
	105万超 110万以下	-	-	16	11	6	0
	110万超 115万以下	-	-	11	8	4	0
115万超 120万以下	-	-	6	4	2	0	
120万超 123万以下	-	-	3	2	1	0	
123万超	-	-	0	0	0	0	